

## 令和元年度 補正予算 反対討論

2020年1月28日

山内 康一

私は、共同会派を代表して、ただいま議題となりました令和元年度補正予算に対し、反対の立場から討論します。

まず本題に入る前に、安倍政権の政治姿勢について申し上げます。公選法違反の疑惑をもたれた閣僚がふたり相次いで辞任し、まともに説明責任を果たすことなく、2か月半にわたって雲隠れという異常事態が起きました。さらにカジノ担当の副大臣だった現職国会議員が逮捕されるという異常事態も続きました。「桜を見る会」をめぐる数々の疑惑、出席者名簿の廃棄という公文書管理の問題など、疑惑のオンパレードといえる状態です。これらの疑惑に対し、多くの国民が関心を持っており、安倍内閣には説明する責任があります。

しかし、安倍総理や閣僚の皆さんも、真摯に説明し、情報を開示しようという姿勢がまったく見られません。予算委員会での質疑でも質問に正面から答えず、壊れたテープレコーダーのように逃げの答弁を繰り返すばかりです。起きてしまった問題に対する反省もなければ、国民に丁寧に説明しようという謙虚な姿勢も見られません。

本題に入ります。令和元年度は、台風19号をはじめとして、全国各地で数多くの自然災害が発生した年でした。私たち野党も、被災された多くの方々の生活を再建し、地域の復興を加速するため、一刻も早くきめの細かい補正予算の編成を急ぐべきと、主張してまいりました。

したがって、政府提出補正予算のうち「自然災害からの復旧・復興の加速」に関する予算については、当然必要であり、その内容に異論はありません。しかし、本来であれば、昨年臨時国会で措置すべき内容でした。政府の対応はあまりにも遅かったと言わざるを得ません。

その一方で、補正予算の全体像を俯瞰すると、さまざまな問題があり、いずれも看過できないものであることから、補正予算全体としては反対せざるを得ません。以下、その理由を申し述べます。

補正予算の編成目的について、政府は「台風19号など相次ぐ自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、経済の下振れリスクに対応するため」としています。しかしながら今回の補正予算による追加歳出約4.5兆円のうち、「自然災害からの復旧・復興の加速」に関する経費は約6,900億円にすぎず、全体の2割未満です。

また、「経済の下振れリスク」についても、もともとアベノミクスの失敗によって個人消費が落ち込んでいたところに、さきの消費税増税の影響が追い打ちをかけた側面が大きく、経済不振の真の原因を真摯に分析したうえで的確な対策を講じたものとはなっておりません。

さて、本来、補正予算というのは、年度当初に想定できなかった内容について、やむを得ない事情により編成するものです。しかし、近年、当初予算に計上すべき経費を、補正予算に回すことで、次年度当初予算を少なく見せかける慣行が定着しています。2020年度当初予算に入りきれなかった様々な項目を、無理やり補正予算にねじ込んだと思われる、悪乗りの政策経費が散見されます。補正予算にねじ込むことで、当初予算における国債発行額を少なく見せるトリックなのかもしれませんが、予算の実際の実態をごまかすものです。

例えば、今回の補正予算における防衛省予算では、後年度負担の歳出化経費、いわゆる「兵器ローン」の支払いとして多額の予算が計上されています。しかしながら、これは、本来は当初予算として計上すべきものであり、補正予算の性格にはなじみません。また、納期遅れなど問題が多い米国からの対外有償軍事援助、いわゆる FMS 調達の支払いにあてる 1773 億円など、我が国の経済対策とはおよそ無関係な予算も含まれています。

自衛隊の災害派遣にかかる経費を補正予算で手当てするのは当然のことであり、納得できます。しかし、本来は当初予算で支払うべき兵器ローンの返済まで補正予算で対応するのは悪乗りです。結果的に令和 2 年度の防衛予算は実態よりも少なく見えます。防衛費の増加を目立たなくするための手段であるのは明らかです。

次に、財政法 6 条の規定に、前年度剰余金は 2 分の 1 以上を借金の返済にあてるべきとするルールがあります。しかし、今回の補正予算に際しては、2 分の 1 を超える額を政策経費に活用できるようにする特例法が国会に提出されております。これは東日本大震災以来の異例の対応だと承知しております。

私も、前年度剰余金の 2 分の 1 を借金の返済に充てたととしても、それを上回る新規の国債発行をしなければならないというような特段の事情があるのであれば、特例法を設けてその剰余金の全額を使い切り、それに見合う額の新規国債発行を抑制した方が合理的なケースもあり得ることは理解できます。しかし、今回はちがいます。

今回の補正予算においては、税込欠損と経済対策実施の財源として、多額の新規国債発行が盛り込まれています。ところが、財源をよく見ると、特例法により剰余金全体の約1兆3,000億円が政策経費に活用可能となるのに対し、補正予算における政策経費への充当額は約8,000億円に過ぎません。特例法なしで活用可能であった約6,600億円にプラスされる金額は約1,400億円に過ぎません。その剰余額5,000億円あまりは、令和2年度予算へと振り向けられることとされています。

本来であれば、補正予算における新規国債発行額を少しでも抑制するために、これら剰余金の全額は、補正予算で使い切るべきではないのでしょうか。

その一方で政府は、令和2年度予算の編成に際し、新規国債発行額を約1,000億円減額し、これは安倍内閣発足以来8年連続の減額であると喧伝しています。1000億円の減額は、補正予算とセットの特例法でねん出した予算を、令和2年度予算の政策経費に流用したからこそ、実現できたにすぎません。

このことは、財政法の趣旨に反するばかりか、あたかも財政健全化が進んでいるかのように見せかけた姑息なトリックであり、国民の目を欺くものです。

以上、今回の補正予算の問題点を申し述べ、反対討論を終わります。